

別表二十付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第82条の3第1項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等（法第82条第13号《定義》に規定する構成会社等をいいます。2において同じです。）又は共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。2及び3において同じです。）（法第82条第17号に規定する無国籍会社等に該当するものを除きます。）に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額があるときに記載します。
- 2 「構成会社等又は共同支配会社等の名称1」の欄は、法第150条の3第1項《特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供》の規定により提供される当該内国法人の属する特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。以下2において同じです。）に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等のうち当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の名称と、同一のつづり（英字及び数字、大文字及び小文字並びに全角及び半角の使い分け、句読点及び空白の有無その他一切の表記が同一である文字列をいいます。）で記載します。
- 3 共同支配会社等に係る次に掲げる欄の記載に当たっては、それぞれ次に定める金額を記載します。
 - (1) 「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額14」及び「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額25」の各欄 令第155条の36第1項第7号イ(4)又は第8号イ(3)《会社等別国際最低課税額の計算》に掲げる金額
 - (2) 「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の再計算個別計算所得金額の合計額35」の欄 令第155条の36第1項第9号イ(3)に掲げる金額
 - (3) 「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税額が特定調整後対象租税額を下回る部分の金額の合計額44」の欄 令第155条の36第1項第9号ハ(3)に掲げる金額
- 4 「永久差異調整に係る国別国際最低課税額40」の欄は、法第82条の3第2項第3号ハ又は第4項第3号ハに掲げる金額を記載します。